

公 告

次のとおり条件付一般競争入札を行います。

令和 7 年 7 月 2 日

収支等命令者

佐賀県健康福祉部医務課

医療人材政策室長 無津呂 哲也

1 競争入札に付する事項

- (1) 委託業務名 佐賀県生産性向上・職場環境整備等補助金申請受付等業務
- (2) 仕様等 別紙『佐賀県生産性向上・職場環境整備等補助金申請受付等業務委託仕様書』による
- (3) 契約期間 契約締結の日から令和 8 年 2 月 28 日まで

2 入札参加資格に関する事項

入札に参加する者は、次に掲げる要件の全てを満たす者であることを要します。

なお、資格要件確認のため、佐賀県警察本部に照会する場合があります。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと。
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、佐賀県知事が別に定める手続に基づき入札参加資格の受付がなされている者は除く。）でないこと。
- (3) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき民事再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、佐賀県知事が別に定める手続に基づき入札参加資格の受付がなされている者は除く。）でないこと。
- (4) 開札の日の 6 か月前から開札の日までの間、金融機関等において手形又は小切手が不渡りとなった者でないこと。
- (5) 佐賀県内に本社、支社（支店）または営業所を有し、活動の実態があること。
- (6) 佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受けている者又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者でないこと。
- (7) 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者でないこと、及び次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員を言う。以下同じ。）
 - ウ 暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者

- エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

3 入札者に求められる義務

入札に参加しようとする者は、入札参加資格確認申請書（別紙様式1）、担当者届出書、誓約書（別紙様式2）、営業概要書（別紙様式3）及び同種業務の履行実績調書（別紙様式4）を、令和7年7月11日（金）17時までに下記の担当課に持参又は郵送（書留郵便により11日（金）17時までに担当課へ必着）してください。

提出した関係資料等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

また、必要に応じて追加資料の提出を求めることがあります。

なお、提出された資料については、当該業務に関する目的以外には使用しません。

【担当課】

郵便番号 840-8570 佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号

佐賀県健康福祉部医務課 医療人材政策室（新館3階）

TEL：0952-25-7358 FAX：0952-25-7267

E-mail：imu@pref.saga.lg.jp

4 入札参加資格の確認

上記3で提出された書類を審査のうえ、入札参加資格の適否を決定します。

入札参加資格の確認結果は、令和7年7月23日（水）までに通知します。

5 委託業務の内容に関する質問書の受付等

本委託業務の内容に関する質問については、質問書（別紙様式5）に質問内容を記載し、令和7年7月7日（月）17時までに上記3のメールアドレスへ送信してください。

質問を受理した場合、令和7年7月9日（水）までに質問者に電子メールで回答するとともに、質問者が特定されない形で県のホームページ上で閲覧に供します。

6 入札書の提出場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

上記3の担当課に同じ。

- (2) 入札説明書の交付方法

令和7年7月2日（水）から令和7年7月11日（金）まで佐賀県ホームページ（<https://www.pref.saga.lg.jp/>）に掲載する。

- (3) 入札説明会

実施しません。

- (4) 入札及び開札の日時並びに場所

ア 日時 令和7年7月25日（金）10時

イ 場所 佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号

ウ 入札方法 入札者の直接持参による入札又は郵便による入札

(入札書を郵送する場合は、書留郵便とし、令和 7 年 7 月 24 日 (木) 17 時まで
上記 3 の担当課に必着とします。到着期限を過ぎて到達した入札書は無効とし、
開札しません。また、封筒に「佐賀県生産性向上・職場環境整備等補助金申請受
付等業務委託に係る入札書在中」と朱書きしてください。)

(5) 開札に関する事項

開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行います。この場合において、入札者又
はその代理人が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない県職員を立ち合わせて行
います。

7 その他

(1) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

(ア) 入札書の提出期限までに、見積る契約金額の 100 分の 5 以上に相当する金額を納付
してください。

(イ) 入札保証金の納付に代えて、佐賀県財務規則（平成 4 年佐賀県規則第 35 号）第 104
条第 1 項に基づき、次に掲げる価値の担保を供することができます。

a 国債又は地方債 額面金額（割引債券にあつては、時価見積額）

b 日本政府の保証する債権又は確実と認められる社債 額面金額又は登録金額（発行
価額が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価額）の 10 分の 8 以内で換算して
得た金額

c 銀行又は確実と認められる金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手（佐賀
県内に置かれた手形交換所に参加している金融機関のものに限る。） 券面金額

d 銀行又は確実と認められる金融機関が引き受け、又は保証若しくは裏書をした手形
券面金額（手形の満期の日が当該手形を提供した日から 1 月を経過した日以後である
ときは、提供した日の翌日から満期の日までの期間に応じ、券面金額を一般の金融市
場における手形の割引率によって割り引いて得た金額）

e 銀行又は確実と認められる金融機関に対する定期預金債権 債権証書に記載され
た金額

f 銀行又は確実と認められる金融機関の保証 その保証する金額

(ウ) 次に掲げる場合は、入札保証金の納付を免除します。

a 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額の 100 分の 5 以上）を締結し、そ
の証書を提出する場合

b 国又は地方公共団体等との間において、当該契約と同種かつ同規模の契約を締結し
た実績を有し、これらのうち過去 2 年間に履行期限が到来した契約を適正に履行して
おり、かつ、その者が当該契約を締結しないこととなるおそれがないと認められる場
合

イ 契約保証金

(ア) 契約締結の際に、契約金額の 100 分の 10 以上に相当する金額を納付してください。

(イ) 契約保証金の納付に代えて、佐賀県財務規則第 116 条の規定に基づき、上記 6 (1)

ア (イ) の各号に掲げる価値の担保を供することができます。

(ウ) 次に掲げる場合は、契約保証金の納付を免除します。

- a 県を被保険者とする履行保証保険契約（見積金額の 100 分の 10 以上）を締結し、その証書を提出する場合
- b 国又は地方公共団体等との間において、当該契約と同種かつ同規模の契約を締結した実績を有し、これらのうち過去 2 年間に履行期限が到来した契約を適正に履行しており、かつ、その者が当該契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合

(2) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10 パーセントに相当する金額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数がある時は、その端数を切り捨てる）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかに関わらず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載してください。

(3) 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する者が行った入札は無効とします。

- ア 参加する資格のない者
- イ 競争入札参加資格確認において虚偽の申告を行った者
- ウ 当該入札について不正行為を行った者
- エ 入札書の金額、氏名について誤脱又は判読不可能なものを出した者
- オ 入札書の文字及び記号について消滅しやすい方法で記入されたものを提出した者
- カ 入札書の金額を訂正したものを提出した者
- キ 入札書の誤字、脱字等により意思表示が不明瞭であるものを提出した者
- ク 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 95 号（錯誤）により取り消すことが認められるものを提出した者
- ケ 1 人で 2 以上の入札をした者
- コ 代理人でその資格のない者
- サ アからコまでに掲げるもののほか、競争の条件に違反した者

(4) 入札の中止

次の各号のいずれかに該当する場合は、入札を中止します。この場合の損害は入札者の負担とします。

- ア 入札参加者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるとき。
- イ 天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができないとき。

(5) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。なお、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定します。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない県職員にくじを引かせるものとします。

(6) 再度入札に関する事項

第 1 回目の開札の結果、落札者がいないときは、直ちに再度の入札を行います。

再度入札は 1 回とし、再度入札においても落札者がいない場合は、再度入札した者のう

ち、最低の価格で入札した者と随意契約の協議を行い、合意を得た場合は、その者と契約の締結を行うことができるものとします。

(7) 詳細は、入札説明書を参照してください。

(8) 問合せ先

佐賀県健康福祉部医務課 医療人材政策室

TEL : 0952-25-7358 FAX : 0952-25-7267

E-mail : imu@pref.saga.lg.jp